

首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業実施要綱

制定 令和7年4月1日区長決定
要綱第156号

(目的)

第1条 この要綱は「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「エネファーム」という。）」を設置した区民によるエネファームの活用によって創出された環境価値について、J-クレジット制度における J-クレジットとして認証を受け、認証を受けた環境価値の地域への循環を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- (2) カーボン・オフセット 日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。

(運営および管理)

第3条 本事業の運営および管理は、区および東京ガス株式会社（以下「東京ガス」という。）が連携および共同して行うものとする。

(参加表明)

第4条 本事業への参加を表明する区民は、首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業 参加表明届（第1号様式）により行うものとする。

(発電実績の報告)

第5条 前条の表明を行った者（以下「参加表明者」という。）は、区の依頼に応じて、設置したエネファームの発電実績の報告を区に行うものとする。

(CO2 排出削減量の J-クレジット化)

第 6 条 区は第 5 条で報告を受けた発電実績を、東京ガスに報告するものとする。

2 前項の報告を受けた東京ガスは、「首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業規約」に基づき、J-クレジットの認証に必要な手続きを行うものとする。

3 区は、前項の結果認証された J-クレジットについて、区が実施する事業・イベント、区内地域の日常活動に伴い排出する CO2 排出量のカーボン・オフセットに活用するものとする。

(参加辞退)

第 7 条 参加表明者は、設置したエネファームが毀損、滅失またはその他継続が困難な場合は、首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業参加辞退届（第 2 号様式）を提出することで、いつでも本事業への参加を辞退することができるものとする。

(事業の存続期間)

第 8 条 本事業の存続期間は、別に定める期間とする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 区は、本事業の運営管理により得られた個人情報は、本事業の遂行のためにのみ利用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

品川区長 あて

首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業 参加表明届

首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業実施要綱に基づき、下記のとおり参加を表明します。

記

機器設置者氏名		
機器設置住所		
電話番号		
メールアドレス		
機器詳細	メーカー名	
	型式	
	製造番号（燃料電池側）	

<備考>

- 1 本事業の運営および管理は、区および東京ガス株式会社が連携および共同して行います。
- 2 区は、本事業の運営管理により得られた個人情報、本事業の遂行のためにのみ利用します。

<同意事項>

- 1 エネファーム設置による CO2 削減量を算定するため、機器の設置や発電実績等に関する情報について区へ報告すること。また、当該情報を自動収集できる機能を有する機種については、東京ガス株式会社が情報を収集することに同意すること。
- 2 報告された発電実績を元に、創出されたエネファームの活用による環境価値（J-クレジット）を、区が活用すること。
- 3 本事業にて報告する発電実績について、本事業以外の CO2 排出削減事業への登録を行わないこと。
- 4 機器の所有者等を変更した場合は区へ報告を行うこと。

上記事項について、同意します。

（氏名）

年 月 日

品川区長 あて

首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業 参加辞退届

首都圏エネファーム J-クレジットハーベスティング事業について、下記のとおり参加を辞退します。

記

機器設置者氏名	
機器設置住所	
辞退理由	